

平成24年度 第2回臨時庁議要旨

日時：平成25年3月19日（火）

議会終了後

会場：庁議室

[審議事項]

1 東日本大震災被災者住宅再建補助金等交付について（福祉部・震災復興部）

東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、本年1月に石巻市東日本大震災被災者住宅再建資金利子補給補助金交付要綱を制定し、2月から受付を開始した。

今般、新たに、東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建分）の交付が決定したことから、復興基金交付金を財源に加え、従来の利子補給制度を廃止し、石巻市東日本大震災被災者住宅再建補助金交付要綱を制定して、被災住宅の再建を行う被災者に対し、東日本大震災被災者住宅再建補助金を交付することにより、本市への定住促進を促すもの。

また、東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱を制定し、災害危険地区指定日（平成24年12月1日）前の遡及適用を実施するもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市東日本大震災被災者住宅再建補助金交付要綱を制定し、予算の範囲内で東日本大震災被災者住宅再建補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(ア) 補助金の交付対象者

- a 東日本大震災の発生時に、被災住宅に自己又は親族が居住していた者
- b 石巻市の区域内で被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を行う者又は被災住宅の補修を行う者
- c 補助金を受けようとする融資について、防災集団移転促進事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業による利子補給など同様の補助金の交付を他から受けていない者又は受けようとしない者
- d 市区町村税等に滞納がない者
- e 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(イ) 補助金の額

a 新築又は購入の場合

- (a) 利子補給（金融機関から住宅再建資金（住宅用地の購入経費及び移転費用を含む。以下同じ。）を借り入れた場合。以下同じ。）

住宅再建資金に係る金融機関の毎月の利子相当分の合計額

補助金の上限額 300万円

- (b) 取得補助（金融機関から住宅再建資金を借り入れない場合）

住宅再建資金から被災者再建支援金加算支援金の金額を控除した後の金額

補助金の上限額 150万円

b 補修の場合

- (a) 利子補給

住宅再建資金に係る金融機関の毎月の利子相当分の合計額

補助金の上限額 150万円

(b) 費用補助

住宅再建資金から被災者再建支援金加算支援金の金額を控除した後の金額の2分の1を乗じて得た額とする。

補助金の上限額 100万円

c 嵩上げ補助（津波浸水区域内（災害危険区域を除く。）で、0.5m以上の基礎嵩上げ工事、高基礎工事、盛土工事等を行った場合）

交付対象工事に要する額の2分の1を乗じて得た額とする。

補助金の上限額 100万円

※ 現行の石巻市東日本大震災被災者住宅再建資金利子補給補助金交付要綱は廃止し、この要綱による補助金は内払いとみなす。

イ 新たに東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱を制定し、災害危険地区指定日（平成24年12月1日）前の遡及適用を実施する。

(2) 今後の予定

ア 石巻市東日本大震災被災者住宅再建補助金交付要綱及び東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の制定

イ 平成25年5月中受付開始予定